

紀宝町若者定住促進の ための町有地分譲要項

令和7年5月

紀 宝 町

1 申し込みをされる方へ

紀宝町では、本町における若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町が造成した町有地を分譲します。

分譲にあたり条件がありますので、よくご確認のうえ、お申込みください。

2 募集日程

- | | |
|------|--|
| 受付期間 | ・ 令和7年5月1日（木）～30日（金）
・ 土、日、祝日を除きます。
・ 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 受付場所 | 紀宝町役場企画調整課（三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地） |

3 申込方法

申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、役場企画調整課までご提出ください。

- ①住宅に居住しようとする全ての者の住民票
- ②代理人の場合は委任状（様式第2号）
- ③申込者及び同居しようとする者の市町村民税にかかる納税証明書
（中学生・高校生を除く満15歳以上の者）
- ④確約書（様式第3号）
 - ※ 様式1～3は企画調整課に備え付けている用紙、または町ホームページよりダウンロードのうえ印刷してご利用ください。
 - ※ 分譲は、原則1世帯1区画とします。
 - ※ 申込内容について聞き取り等により確認をさせていただく場合があります。
 - ※ 電話での申し込みはできません。

4 譲受人の条件～次のすべてを満たす必要があります～

- ①自らの住宅を建築するための宅地を必要としていること。
- ②譲受人及びその同居しようとする者が市町村民税を滞納していないこと。
- ③申込年度の4月1日時点で譲受人又は配偶者等の年齢が満18歳以上40歳未満であること。
- ④契約の締結と同時に、分譲価格の1割に相当する金額（1,000円未満は切捨て）を手付金として、また、契約日から6か月以内に残金の支払が確実にできること。
- ⑤申込者及び現に同居し、または同居しようとする者が、暴力団関係等の反社会的行動を行う団体の構成員及び暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと。

5 分譲の条件～次の全てを満たす必要があります～

- ①分譲地を、譲受人自らが居住する専用住宅または併用住宅（住宅の用途と店舗、事務所もしくは倉庫等の事業の用途の、両方の用途に供される建物）の建物用地として使用し、それ以外の目的に使用しないこと。
- ②分譲地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建設に着手し、かつ、分譲地の引渡しを受けた日から3年以内に住宅を完成させること。
- ③分譲地の売買契約上の地位を第三者に譲渡しないこと。
- ④住宅完成後、分譲地に住民票を移し、速やかに自ら居住すること。
- ⑤分譲地の引き渡しを受けた日から10年間は、分譲地を第三者に貸与または譲渡しないこと。
- ⑥分譲地の買戻し特約及び買戻し特約の登記をすること。
- ⑦住宅の建築に際しては、町営浄化槽の設置を承諾すること。
- ⑧住宅の建築に際しては、地元業者へ優先的に発注すること。
- ⑨自治会へ加入し、その活動に積極的に参加すること。

6 分譲手続き

（1）申し込み

- ①申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、役場企画調整課までご提出ください。
- ②分譲区画は原則1区画とし、区画は第4希望まで申し込みができます。

（2）分譲の決定

- ①受付期間終了時に申込者が1区画に対して、第1希望者が1名の場合のみは、譲受人として決定いたします。
申込者が同一区画に第1希望者、第2希望者、第3希望者または第4希望が重複する場合は、第1希望から順に希望順位の高い者を優先いたします。
希望順位が同じ者が同一区画に2名以上ある場合は、抽選で譲受人を決定します。
- ② 抽選日時は、令和7年6月12日（木）19時からとします。
会場は、紀宝町役場とします。
- ③ 抽選後、当選した方に決定通知書を交付いたします。
抽選に落選された方は、抽選後の残り区画に希望区画がある場合には、後日再度申し込みができます。
- ③ 抽選は、仮抽選で抽選順を決め、本抽選で分譲の抽選を行います。
（仮抽選の抽選順は、受付順とします。）
- ④ 分譲の決定後、辞退を希望される場合は、15日以内にお知らせください。

7 売買契約

- ① 譲受人は、分譲決定後 1 か月以内に紀宝町と土地売買契約を締結していただきます。
譲受人は、土地売買契約書の内容を遵守しなければなりません。
- ② 契約と同時に手付金として、土地購入代金の 1 割（1, 0 0 0 円未満は切り捨て）をお支払いいただきます。
- ③ 残りの代金を原則 6 か月以内または契約年度の翌年度 5 月末、いずれか早い期日までにお支払いいただきます。
- ④ 分譲地の買戻し特約し、契約から 1 0 年間の買戻し特約登記を行います。
- ⑤ 所有権移転登記及び買戻し特約登記の抹消に関する費用は買主の負担となります。
※契約内容（分譲条件）に違反した場合は、違反金がございますのでご注意ください。

8 費用の負担

- ・ 契約や登記の際にかかる費用につきましては、譲受人の負担とします。
- ・ 土地の造成及び地盤改良に費用がかかる場合は、譲受人の負担とします。

9 特記事項

譲受人は、契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。あらかじめご了承ください。

10 分譲地について

※海拔約 22.7m

区画	所在地	面積	分譲価格	備考
1	鵜殿 2194 番地 20	203.88 m ² (約 61.67 坪)	8,017,100 円 (13 万円/坪)	電柱あり
2	鵜殿 2194 番地 21	205.50 m ² (約 62.16 坪)	7,459,200 円 (12 万円/坪)	
3	鵜殿 2194 番地 22	207.20 m ² (約 62.67 坪)	6,893,700 円 (11 万円/坪)	
4	鵜殿 2194 番地 23	201.52 m ² (約 60.95 坪)	6,095,000 円 (10 万円/坪)	電柱あり
5	鵜殿 2194 番地 24	200.81 m ² (約 60.74 坪)	6,074,000 円 (10 万円/坪)	
6	鵜殿 2194 番地 25	197.26 m ² (約 59.67 坪)	5,967,000 円 (10 万円/坪)	
7	鵜殿 2194 番地 26	198.95 m ² (約 60.18 坪)	7,221,600 円 (12 万円/坪)	西側造成注意事項あり 電柱あり

※電柱は、敷地外へ移動することは難しく、また、敷地内で移動し費用が発生する場合は譲受人の負担とします。



【問い合わせ】

紀宝町役場

企画調整課

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324

TEL (0735) 33-0334

FAX (0735) 32-1102